

# 広陵町産後ケア事業業務委託募集要領

令和8年3月  
広陵町けんこう推進課

## 1. 案件名称

### 広陵町産後ケア事業業務委託

## 2. 事業内容に関する事項

### (1) 事業の目的と概要

本事業は、出産後も安心して子育てができる支援体制を整備するとともに、児童虐待の未然防止を図るため、心身ともに不安定になりやすい出産後の一定期間、支援を必要とする母子に対し、心身のケア、育児のサポート等を提供することを目的とするものである。事業の実施には高い専門性が求められることから、本要領により事業者を募集する。

### (2) 対象者

事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、事業の利用日に広陵町に住民登録がある出産後1年を経過しない女子及び乳児（以下「母子」という。）であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する者とする。

- ア. 出産後に心身の不調があり、保健指導を必要とする者
- イ. 育児に対する不安が強く、保健指導を必要とする者
- ウ. 家族等から家事又は育児の支援が受けられない者
- エ. 産後の経過に応じた休養及び栄養管理等日常生活面について保健指導を必要とする者
- オ. その他町長が必要と認める者

※ただし、次のいずれかに該当する者は、対象者とししない。

- ア. 母子のいずれかが感染性疾患に罹患している者
- イ. 母子のいずれかが医療的介入の必要がある等の理由で入院加療を要する者

### (3) 業務内容

広陵町との契約により事業を受託した事業者（以下「受託者」という。）は、次表に定める業務を行うものとする。

時期	内容
利用前	(1) 利用者からの予約受付及び利用日の日程調整 (2) 利用者への事前説明（事業内容、利用種類、利用期間、利用日数、来所時間、利用料及び必要な持ち物等の確認） (3) 利用者の利用日等の広陵町への事前連絡 (4) 利用者が支払うキャンセル料の徴収 (5) 事業者が有する施設を説明したパンフレット等の作成

利用時	(1) 利用券の受領及び確認 (2) 次表の広陵町産後ケア事業の業務の実施 (3) 事業の実施上重大な事項が生じた場合、広陵町への文書による速やかな報告
利用後	(1) 利用者が支払う利用料の徴収及び領収書の発行 (2) 母子健康手帳への事業の利用実績の記入 (3) 実施結果報告書の作成及び広陵町への提出 (4) 事業費請求書の作成及び広陵町への提出（利用券を添付） (5) 利用者からの事業についての問合せ又は苦情対応 (6) 利用後も支援が必要と思われる場合の広陵町との連携 (7) 広陵町が開催する事業に関する打合せ等への参加 (8) 記録書類等の5年間の保存

広陵町産後ケア事業の業務は、次の表に定めるものとする。

種類	内容	
宿泊型	右欄(1)から(7)までのサービスを24時間程度実施する。	(1) 母親及び乳児に対する保健指導、授乳指導及び乳房ケア (2) 母親に対する療養上の世話 (3) 母親に対する心理的ケア (4) 育児に関する指導、育児サポート等 (5) 母親の休息 (6) 乳児の養育 (7) 食事の提供
通所A型	右欄(1)から(4)までのサービスを2時間実施する。	
通所B型	右欄(1)から(7)までのサービスを4時間実施する。	
通所C型	右欄(1)から(7)までのサービスを6時間実施する。	
通所D型	右欄(1)から(7)までのサービスを8時間実施する。	
訪問型	(1)から(6)までのサービスを2時間程度実施する。	

**※産後の母体管理及び生活面の指導**

- ・産後の疲労回復（母の状況によっては児の預かりなども含む。）
- ・身体回復のための体操、食事及び生活など

**※乳房手当及び乳房トラブルに関する相談**

- ・乳房マッサージの方法
- ・乳房の手入れ及び食事のアドバイスなど

**※授乳方法**

- ・授乳間隔、授乳にかける時間
- ・抱き方及び母や児に合った授乳方法など
- ・人工乳の足し方など

**※沐浴方法**

- ・湯の温度、準備物及びスムーズな沐浴方法など
- ・入れやすい工夫点（母子の自宅に合った指導など）

※発育・発達に関すること

- ・泣きへの対応
- ・親子遊び、声かけの方法及びあやし方など
- ・成長曲線の見方、今後の発育及び発達の見通し並びにアドバイスなど

※体重・排泄の観察

- ・体重測定
- ・便や尿の状態の観察及び自宅のできる観察方法のアドバイスなど

※スキンケアに関する相談

- ・皮膚の状態の観察
- ・皮膚の手入れについて

※母の不安等に関する相談

- ・表情や言動に気を付け、母のペースや母の気持ちに寄り添った支援
- ・母が相談しやすい雰囲気づくり（ゆったりした空間をつくるなど）

※在宅での子育てに関する相談及び指導

- ・赤ちゃんがいる環境づくりなど
- ・具体的に、母子にあった実践しやすいアドバイスなど

※その他の必要とする保健指導

- ・傾聴（夫や周囲の家族への不安感、漠然とした不安感など）
- ・必要に応じた相談対応

### 3. 募集、契約に関する事項

#### (1) 応募資格

本要領に応募資格を有する事業者(以下「応募者」という。)は、次の各号に定める内容をすべて満たす者とする。

- ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5及び第2条に規定する病院、診療所並びに助産所又は母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号。以下「施行規則」という。）第7条の2及び第7条の3に規定する施設を有すること。
- イ 施行規則第7条の4に規定する産後ケア事業の実施基準に適合していること。
- ウ 母子の健康に配慮した食事の提供ができること（食事の提供を実施しない場合を除く。）。
- エ 入浴施設及び沐浴指導施設を有すること（訪問型を除く。）
- オ 事業実施における事故に備え、賠償責任保険に加入していること。
- カ 広陵町と緊密な連携及び調整を行うことができること。
- キ 本事業にかかる関係法令、要綱、契約書等を遵守すること。
- ク (4) 補助額に掲げるサービスごとの事業費の上限額を超えないこと。

## (2) 応募期間

応募者が応募を希望する場合は、令和8年3月25日（水）までに申請しなければならない。

上記以外の応募期間については、事業の実施状況等を考慮して、必要に応じて、随時追加するものとする。追加で募集期間を設ける場合は、広陵町ホームページにて後日告知するものとする。

## (3) 契約期間

契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

※追加で募集する場合は、別に規定する。

## (4) 補助額

受託者は、サービスごとの事業費の上限額から、世帯課税区分に応じた利用料を差し引いた額を広陵町に請求することができる。

### 1 サービスごとの事業費の上限額

種類	事業費の上限額	多胎に係る事業費の加算の上限額（1児当たり）
宿泊型（1泊当たり）	60,000円	20,000円
通所A型（1回当たり）	8,000円	2,000円
通所B型（1回当たり）	15,000円	6,000円
通所C型（1回当たり）	20,000円	8,000円
通所D型（1回当たり）	25,000円	10,000円
訪問型（1回当たり）	10,000円	5,000円

### 2 利用料

世帯課税区分	利用料（10円未満切り捨て）
課税世帯（生活保護世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯に属するものをいう。以下同じ。）及び非課税世帯（市町村民税が非課税の世帯。以下同じ。）以外の世帯をいう。）	事業費に100分の10を乗じて得た額
非課税世帯	事業費に100分の5を乗じて得た額
生活保護世帯	0円

#### 備考

世帯課税区分については、4月から6月までの期間に利用する場合は、前年度の課税状況により算定し、7月から3月までの期間に利用する場合は、当該年度の課税状況により算定するものとする。

#### (5) 申請書類の提出方法

応募者は応募を希望する場合は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

申請書類名	備考
① 広陵町産後ケア事業委託事業者指定申請書	第1号様式
② 医療法第1条の5及び第2条に規定する病院、診療所若しくは助産所又は母子保健法施行規則第7条の2及び第7条の3に規定する施設を有することを証する書類(※)	医療法に規定する開設届の写し及び管理者の医師法若しくは保健師助産師看護師法に規定する免許状の写しなど。
③ 事業実施施設の平面図及び写真	産後ケア事業の実施基準に適合する施設であると判断できるものであること
④ 賠償責任保険証書の写し	保険契約が有効期間内であること。
⑤ 見積書	第2号様式 ただし、作成の際には次の事項を遵守すること。 ア 事業の実施に必要な経費の内訳を事業区分毎に記載すること (例えば宿泊型に係る事業費のうち食費〇〇〇円、人件費・助産師1名〇〇〇〇円、光熱水費・水道代〇〇〇〇円など) イ 事業費とは別に必要となる経費を記載すること。 (例えば交通費〇〇〇円、キャンセル料〇〇〇円など)

(※) 応募者が病院又は診療所の場合は、省略可能。

#### (6) 提出方法

申請書類の提出方法は、郵送(必着)又は持参にて提出すること。持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日午前8時30分から午後5時15分までに担当課まで持参すること(ただし、持参日当日までに担当課へ事前に連絡すること)。

#### (7) 面接及び実地調査

申請書類を受領した後、必要に応じて、広陵町は面接及び実地調査を行うも

のとする。面接及び実地調査を行う場合は応募者と事前に協議した上で日程を決定する。

#### (8) 結果通知

広陵町は申請書類、面接及び実地調査により審査した結果を広陵町産後ケア事業委託事業者指定決定通知書(第3号様式)にて通知し、広陵町産後ケア事業委託契約の受託者として契約を締結するものとする。ただし、本要領に規定する募集はあくまでも契約の準備行為であり、広陵町議会が歳出予算の事業に係る経費を削除し、又は減額する議決をした場合においては、契約を締結しないものとする。

#### (9) 申請上の注意

- ア 申請に要する経費は、すべて応募者の負担とする。
- イ 提出された書類については、返却しない。
- ウ 申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届を提出すること。
- エ 受託者の事業内容等は広陵町ホームページにて公開される。

#### 4 担当課

広陵町けんこう福祉部けんこう推進課

住所 〒635-0821 奈良県北葛城郡広陵町大字笠161番地2

広陵町総合保健福祉会館「さわやかホール」2階

電話 (0745)55-6887

メール hokencenter@town.nara-koryo.lg.jp

#### 5 適用

本要領は、令和8年3月11日より施行し、令和8年4月1日以降に締結する契約に適用するものとする。

